

2021年6月吉日

お客様各位

锦江 SHIPPING ジャパン株式会社

上海港での危険品申告について

平素より、上海锦江航運(集団)有限公司のサービスをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

この3月1日からの「中華人民共和国長江保護法」の施行以降、上海港での危険品の入港前審査(本船の上海到着24時間前までに完了が必要)が厳格化されました。

锦江航運では、コンサイニー様が行う必要がある上海海事局への危険品事前申請をこれまでは船社代理店が無料で代行し一括して行っておりましたが、厳格化に伴い詳細な資料提出を求められ且つ個別に審査されるようになったため、船社側代理店が一括で代行できる類の作業ではなくなりました。

そのため、現在はコンサイニー様に申請をお願いしております。

(現在はコンサイニー様から依頼のある分のみを有料で代行承りとしております)

危険品を船積みされるお客様におかれましては、恐れ入りますがコンサイニー様が期限内に申請を完了できるよう、すなわち本船上海到着24時間前までに許可が下りるように、危険品関連書類をCY CUT日にコンテナ番号が判明次第、コンサイニー様宛に直ちにご送付いただきますようお願い致します。

万一、申請が出ていない場合や審査が完了していない場合には、本船の入港ができなくなり他のお客様にも多大なご迷惑となりますので、シッパー様にはコンサイニー様の危険品申告に関するご担当者と連絡先(電話番号・メールアドレス)をブッキング時にご提供いただくようお願い申し上げます。